

## IATA危険物規則書 第52版(2011年版)の主要な改定点

2010年12月 9日  
航空危険物安全輸送協会

本ペーパーは、主要な改定点のとりまとめであり、全ての改定点を網羅したものではない。詳細は規則書参照のこと。  
(注：“★”を付したものは、IATA危険物規則書の「SIGNIFICANT CHANGES AND AMENDMENTS TO THE 52nd EDITION (2011)」(英語版 ページ xxi ~xxv )には反映されていないが、その他の改定点の中で重要と思われるものを当協会(JACIS)で追加したものである。)

### 第1章 — 適用

- 1.2 規則の適用:(編集上の大幅改定および内容の一部改定)
- 1.2.5 新規 認可(Approval)の項を追加(第51版の2.6にあったものを移設し、一部改定)  
発地国認可において、特定の場合、発地国の当局のみならず運航者の属する国の当局の認可も必要となることがあることが規定された。(例:特別規定A1,A2など)  
荷送人は認可申請にともない運航者と事前手配することが勧められる。
- 1.2.7 例外(Exception):(規則が適用されない輸送形態の危険物)(第51版では、1.2.3であった)
- 1.2.7.1 新規 超過手荷物が追加された。但し、受託手荷物として認められた危険物のみ含むもの。  
“Excess baggage consigned as cargo”とマーキングすること。(付録Aに用語が追加)
- 1.3.4 改定 荷送人の関係書類の保存要件(最低3か月)が必須となった。(should → must)

### 第2章 — 制限

- 2.3 旅客または乗務員が携行する危険物。
- 2.3.1 改定 禁止物品
- 2.3.1.1 リチウム電池または火工物質等が組み込まれたセキュリティータイプ(アタッシュケース、キャッシュボックス)は、全面禁止から条件付き(下記の2.3.2.6の項参照)で受託手荷物としてのみ可能となった。
- 2.3.1.4 新規 電子ショック武器(火薬類、圧縮ガス、リチウム電池等を含むもの)が全面禁止となった。
- ★ 2.3.2.2 改定 防漏型蓄電池を動力とする車椅子/移動補助機器。  
移動補助機器の定義を明確化した。すなわち、“身体障害、健康または年齢、あるいは一時的な事情(例えば骨折)のいずれかにより移動性が制約されている旅客用のもの”と定義された。更に旅客は運航者と事前手配をすることが望ましいという規定が追加された。
- ★ 2.3.2.3 改定 非防漏型蓄電池を動力とする車椅子/移動補助機器。  
直立の状態での搭載時、蓄電池の端子の接続を外す規定は削除され、端子は短絡防止をすれば良いことになった。直立状態で搭載が不可の場合の規定は従来どおりで変更はない。
- 2.3.2.4 新規 リチウムイオン電池を動力とする車椅子/移動補助機器が手荷物として可能となった。電池は国連試験基準マニュアルの試験(以下、“UN試験”という)に合格のこと、機長への搭載場所通知、運航者との事前手配等具体的要件も明確化されている。
- 2.3.2.6 新規 セキュリティータイプの機器の受託可能条件が詳細に規定された。主要点としては、火薬類:3.1.7.1(第1分類からの除外規定)に従い、国の当局により第1分類から除外されること。  
リチウム電池:UN試験に合格、およびリチウム量またはワット時定格値の制限もある。  
ガス類:区分2.2のみで、50ml以下等々
- ★ 2.3.4.1 改定 酸素または空気シリンダーの搭載場所は機長に通知されなければならないこととなった。
- 2.3.4.8 新規 携帯医療用電子機器(リチウム電池組み込みのもの)  
例えば、自動除細動器(AED)、ネブライザー(噴霧式吸入器)、Continuous Positive Airway Pressure(持続的気道陽圧器)等は、本規定の条件を満たせば、医療用であれば手荷物が可能となった。  
(機内持ち込み、受託手荷物共に可能)リチウム電池はUN試験に合格のこと。リチウム金属電池は、リチウム量が8g以下、リチウムイオン電池は、ワット時定格値が160Wh以下であること、等

- ★ 2.3.5.9 改定 用語変更「Consumer Electronic Devices」⇒ 「Portable Electronic Devices」
- 2.3.5.10 改定 携帯用電子機器に内蔵された燃料電池システム。  
予備の燃料電池用カートリッジは、区分4.3は機内持ち込み(身に付けて含む)のみ可能であるが他の分類の物は機内持ち込みに加え受託手荷物も可能となった。
- ★ 2.3.5.11 新規 省エネ型電球 (Energy Efficient) 個人用, 家庭用の小売用容器入りは可能となった。
- 2.5 運航者所有 (Operator's property) の危険物。(本規則の適用を受けない)
- 2.5.1.4 新規 飛行中、機内で使用するリチウム電池を電源とする電子機器が追加された。  
予備電池も可能。尚、運航者は運航マニュアルその他のマニュアルに規定しなければならない。
- ★ 2.6 改定 微量危険物(サブセクション番号繰り上げおよび一部改定)  
微量危険物マーク上に記載する分類または区分番号は、主危険性のみとなった。(図2.6.B)
- 2.7 改定 少量危険物(サブセクション番号繰り上げおよび一部改定)
- 2.7.7 “Limited Quantities”の文言のマーキングを廃止し、  
新規のマーキング(右図)に改定された。(7.1.5.3)
- 2.7.8 危険物申告書のAuthorization欄の”LTD QTY”の記載を廃止した。(8.1.6.9.4参照)
- 2.8.2 政府例外規定(サブセクション番号繰り上げおよび改定)  
変更: オーストラリア, ベルギー, カナダ, スイス, UAE, 英国 および 米国等多数ある。  
新規: 朝鮮民主主義人民共和国, ルクセンブルグ
- 2.8.4 運航者例外規定。多数の追加、削除および修正がある。



100mm x 100mm  
(50mm x 50mmまで  
縮小可能)

### 第3章 — 分類

- ★ 3.1.4.3 改定 火薬類の隔離区分表(表3.1.A)に注が追記(区分D,Eに関すること)
- ★ 3.2.1.4 補足 ガスの圧力値: 容器はゲージ圧, 物質は蒸気圧(絶対圧力)で表示という説明が補足。
- 3.2.2.4 追加 区分2.2のガスを含む適用免除物品の追加  
スポーツ用ボール, 特別規定A59に合致するタイヤ, 電球(但し、電球が破裂しても、発射物の影響は容器内で留まること)
- 3.9.2.2 改定 磁性物質の定義  
包装物の表面から2.1mの地点において、コンパスに2度以上の振れを起こす最大磁界強度。2度とは、0.418A/m又は0.00525ガウス)に相当するという<sup>こと</sup>で、緩和された。  
(尚、包装基準953での、4.6mの地点での最大磁界強度制限は0.00525ガウスと変更されていない。)
- ★ 3.8.2.3 改定 第8分類の包装等級の割り当ての代替規定  
OECDの“Testing of Chemicals No.404”が1992年版から2002年版に修正され、また同”No.435 In vitro Membrane Test Method 2006”が追加された。更に、OECDの他の試験で分類8とはならない規定が追加。
- 3.9.2.4 改定 環境有害物質  
補足 国連モデル規則(2.9.3)の定義の内容を検索するため、IATAのHPのURLアドレスが記載された。  
他の危険性がない場合のみ、UN3077またはUN3082とすることを含めた。(現A97の内容そのもの)
- ★ 3.9.2.5 改定 遺伝子組換え微生物または生物  
遺伝子組換えの生きた動物は、発地国および目的地国の当局の定めた条件下で輸送すること。

### 第4章 — 識別

- ★ 4.1.2.1(d) 改定 技術名は、その危険性に最も寄与する構成物質を2つ以下記載すればよいこととなった。
- ★ 4.1.3.1 補足 混合物または溶液の輸送品目名の割り当て  
注記の追加: 極く微量(traces)の物質が、その混合物の分類(つまり、品名割り当て)に反映されなくても、その極く微量の物質も適合性要件(5.0.2.6.3)は考慮する必要がある。

- 4.1.6 危険物リストの使用の一部改定  
 危険物リストのJ欄(旅客機の最大正味量)およびL欄(CAOの最大正味量)は、発地国および運航者の所属する国の当局からの認可によって、最大正味量を超過してもよいこととなった。
- 4.2 改定 危険物リスト(改定多数)  
 ① 包装基準番号の全面改定が、第3分類、第4分類、第5分類、第8分類および第9分類および区分6.1の全ての輸送品目名に対して行われた。(詳細は第5章参照)  
 ★ なお、危険物リスト上に、包装基準番号のみ変更された輸送品目名には、△は付されていない。  
 ② 新規のUN番号(新輸送品目名)が15個追加された。(UN0509, UN3482~UN3495)  
 ③ 乗り物、エンジン関係で、燃料電池を動力とする新規の輸送品目名が4つ追加された。(国連番号は、UN3166のまま。これにより、同一国連番号で、輸送品目名が8種類となった)  
 Engine, fuel cell flammable gas powered および 同 fuel cell flammable liquid powered  
 Vehicle, fuel cell flammable gas powered および 同 fuel cell flammable liquid powered  
 ④ 品名Medicine(UN3248,3249,1851)は、最大正味量が大幅に増えた。(5L,5kg →220L,200kg)  
 ⑤ 一部修正(△マーク)の品目多数あり。  
 ★ ⑥ UN1845 Dry iceの包装等級が削除された。(従来は包装等級Ⅲであった)  
 ★ ⑦ 少量危険物が可能となったもの: Fuel cell cartridge の5品目全て、およびID8000。  
 なお、ID8000は、旅客機およびCAOの欄全てが、Y963 / 30kg G と同一条件となった。(変則)  
 特別規定:変更, 削除多数, また18個の新規特別規定(A166~A183)が追加された。
- 4.4  
 以下は一部改定された特別規定の主なものの抜粋。
- A1, A2 国の当局の認可は発地国のみならず、運航者の属する国も対象となった。(1.2.5参照)
- A21 燃料電池エンジンを動力源とする乗り物または機器は、新設された燃料電池の乗り物または機器の輸送品目名を割り当てることの記述が付け加えられた。
- A47 遺伝子組み換え微生物又は、生物(UN3245)は包装基準959にもとづく包装およびマーキングがなされれば、本規則の他の要件は適用されないこととなった。(変則)
- A70 乗り物、機器に燃料電池を含むものが追加され、更に、引火性ガス用の内燃機関(燃料電池も同様)が非危険物となる条件が具体的に追加された。(航空会社との事前の調整、危険性の無効化の為の燃料の除去や洗浄方法ならびに検証試験を記述した書類の提示、およびガス充填の圧力制限等)
- A88 AWB上の記載(非危険物の文言と特別規定番号)規定は変更なし。  
 リチウム電池のUN試験が未了の試作品の輸送(発地国の当局の認可で貨物機で輸送可能)試作品以外のものとして少量生産品(年間100個以下)が追加された。包装方法もかなり具体化した。  
 また、リストのL欄の制限量にかかわらず、総重量は35kgを超えてもよいとなった。
- ★ A99 リチウム電池のCAO(リストのL欄)の許容量を超えての輸送、発地国の認可の下  
 ・ 電池単体以外にも、機器に内蔵、機器と同梱の場合にも適用となった。  
 ・ 量の表現が、"35kg G"を超えて輸送できる"→"35kg を超えて"と正味量に改定された。
- ★ A134 燃料電池動力の車、エンジンの品目名が追加され、品目名の適切な割り当てを解説している。
- ★ A144 PBEの旅客機輸送の要件がより詳細化。条件が合致すれば、A1は適用不要の旨明記された。
- 以下は新規特別規定(166~183)の中からの、主なものの抜粋である
- ★ A167 エアゾール、小型ガス容器、燃料電池カートリッジ(ガス)は6.4.4の試験に合格すること。
- ★ A175 酸素シリンダーに作動用として火薬類が使用されている場合の具体的な要件が明確化された。
- ★ A176 水素吸蔵合金システムが乗り物、完成した乗り物部品に組み込まれている場合は、国の当局により認可されなければならない。申告書等の書類要件もあり。
- ★ A177 新品目名(UN3494)に付されている。十分な硫化水素濃度を含んだ石油製品である場合の品目名という説明内容である。(UN3494: Petroleum sour crude oil, flammable, toxic)

- ★ A178 リチウム電池または火薬類が組み込まれたセキュリティータイプの機器(アタッシュケース, キャッシュボックス等)が非危険物となる詳細な条件が明記された。(2.3.2.6と同じ内容である)  
(参考:本特別規定は, 危険物リストの, 細字の品目名 "Security type attaché cases, cash boxes/bags..."に付されている。)
- A179 UN3077 ( 固体の環境有害物質 )は, 包装基準956に従い, 新容器である中型容器(IBC)が使用でき, その正味量は1,000kg以下まで認められることとなった。(中型容器は新規6.8を参照)  
( IBCとは, Intermediate Bulk Containers の略)
- ★ A180 病毒物を含まない動物標本(哺乳動物, 鳥類, 爬虫類, 魚類, 昆虫等)に, 特定の危険物 (UN1170,1198,1987,1219: アルコール系, フォルマリン等)と一緒に包装されている場合の非危険物の詳細な条件が明確化された。(参考: 本特別規定は, 上述国連番号に付されている)
- ★ A181 リチウム電池の, 「機器内蔵」と, 「機器と一緒に」のものが一つの包装物に収納されている場合の規定。  
この場合, 「機器と一緒に」の方の品目名をマーキングしなければならないこととした。  
イオン電池とメタル電池の両方が包装されている場合は, 両方をマーキングすること。なお, 機器に組み込まれているボタン型単電池は考慮する必要がないことが明記された。
- A182 リチウム電池が内蔵された機器は, UN3091またはUN3481のいずれかとするのが明記。(参考: 他の電池が内蔵の機器の場合は, UN3171 Battery powered equipment となる)
- A183 廃棄電池およびリサイクル用電池は, 発地国および運航者の属する国の当局から認可がなければ航空輸送は禁止されることが明記された。(電池単体の全ての品目名に付されている)

## 第5章 — 包装

- ★ 5.0.1.5.3 改定 オーバーパック(CAOが複数個以上のオーバーパックの制限の適用除外規定)  
第3分類の包装等級Ⅲの物質が, 第8分類の副次危険性を有しないものが追記された。
- 5.0.2 改定 一般包装要件。
- ★ 5.0.2.6.1 改定 適合性要件の中で, 物質と容器との直接接触における規定であるが, より詳細化した。
- 5.0.2.7 改定 温度および振動への耐性 (液体の漏洩防止対策の根本的改定)  
吸収材の規定(旧5.0.1.12.2)が削除され, 本項に5.0.2.7.2が新項目として, 液体用の容器の密閉装置の二次的手段(漏洩防止対策)の要件が規定された。(例えば, 粘着テープ, 溶接, 固定ワイヤー, 固定リング, 感熱シール等々による)  
二次的手段が不可能な場合、内装容器は外装容器の防漏内張り内に置かれなければならない。  
吸収材や内張り等が必要な場合は、該当する包装基準の追加包装要件に入れられている。  
これに伴い、内張りの規定であった旧5.0.2.12.3も削除された。
- ★ 5.0.2.13 改定 天地無用ラベルの貼付除外規定の一部改定 (詳細は, 7.2.4.参照)  
密封(hermetically sealed)された内装容器で, 500ml以下が収納されている場合が, 追加された。
- ★ 5.0.2.15 改定 プラスティック製中型容器(IBC)も使用期限は, 製造日から5年以下のことが追加された。
- ★ 5.0.2.16 新規 自己反応性物質と有機過酸化物の項追加(内容は変わらず, 編集上のみ)
- ★ 5.0.3.2 改定 少量危険物の同梱  
(a) 第2分類と第9分類以外の同梱の説明で, 第2分類にはUN2037を除くという規定になった。  
(解説:ガス類で少量危険物可能なもので, UN2037だけは, NET量制限であるため。他のガスは全て総重量制限である) (b) も同様の改定である。
- 5.0.6 改定 第3,4,5,8,9分類および6.1の包装基準番号が全て変更,かつ編集が整理された。  
・特徴  
① “適合性要件”, “密閉方式”, “追加包装要件”という順番で整理されている。  
適合性要件の項を入れたことにより, 従来の“PPR”(特殊包装要件)の欄は削除された。  
液体の防漏方策については, 密閉方式の項に規定されている(5.0.2.7を満たすこと等)  
② 組み合わせ容器の表には, 包装物当たりの最大正味量も併記されている。  
③ 少量危険物の場合は, 少量危険物の包装, 容器の主要な要件も併記されている。

・経過措置

2010年12月31日までに、旧包装基準番号で準備された包装物は、経過措置として、2011年3月31日まで輸送可能である。この場合、申告書に第51版で有効な包装基準番号である旨を記載しなければならない。(5.0.6.2の注)

- 5.0.7 改定 国連規格容器リスト  
内装容器は、エアゾール容器を除いてすべて国連容器コードが削除された。(表5.0.B)
- 5.1~5.9 各包装基準 (新包装基準もあり, 例:Y215,Y374,Y495,Y873 ← 燃料電池カートリッジ)
- 202 改定 開放式極低温液体容器についての規定がより詳細化した。
- 214 改定 水素吸蔵合金システムの容器(シリンダー)の諸要件が大幅に改定された。
- 565 改定 化学酸素発生器の、主として不慮の作動防止策の具体的手法が明示された。
- 620 新規 病毒物(カテゴリーA)の包装基準番号の変更である。(旧602)
- 953 改定 磁性物質(UN 2807)の包装基準で、要件が大幅に改定された。  
定義の変更を反映し、申告書不要の条件等が規定された。更に規定の磁力の強さを超えた場合は、発地国の当局および運航者の属する当局の事前認可のもとで輸送可能となる規定が追加された。
- 956 改定 環境有害物質の中で、固体のみ中型容器(IBC)を使用可能とする規定が追加された。
- 959 改定 遺伝子組換え微生物および同生物用である。包装基準650と同様の方式でまとめられた。(つまりone-stop-shopping) また、“UN3245”と記した新ダイヤモンドマークが必要となった。(参考:非危険物とする条件がまとめられた極めて変則的な包装基準であるといえる。A47参照)
- 965 ~ 970 改定 リチウムイオン電池およびリチウム金属電池に対する包装基準で、より明確化のための改定が行われた。主な改定点は次のとおり。(参考:基本的改定ではない)
- ① 組電池は、構成するセルの試験の有無にかかわらず組電池としてUN試験が必要の旨明記された。
  - ② 非危険物の場合の3項目のAWB上への記載場所が、品名欄に変更された。(should)
  - ③ 機器と同梱の場合(966,969),Section I, II 共に、追加要件欄で、電池と機器の包装方法がより判りやすくなった。(従来は、overpackという文言だった)
- “電池は完全に封入(enclose)した 内装容器に収納し、外装容器に入れる”か、または“電池は完全に封入した内装容器に収納し、機器と同一容器に入れる”かいずれかとする。
- ④ 機器に内蔵の場合(967,970), Section II (非危険物)で、
    - ・ 機器内のボタンセルは対象外となった。
    - ・ 輸送中に意図的に電池を作動させる機器(温度記録計、腕時計等)が、危険な熱の発生等がなければ輸送可能となった。ただし、電磁放射が航空機システムを妨害しないこと。

## 第6章 — 容器の規格および性能試験

- 6.1 改定 内装容器についての要件。  
・内装容器の種類が、単に材質別に整理され、かつ国連容器コードも削除された。(6.1.1~6.1.10)  
ただし、エアゾールは種類、容器コードもそのまま変更はない。
- 6.4 ガス収納用の種々の容器の構造および試験
- 6.4.1.5.4 新規 水素吸蔵合金システム容器の検査、試験およびUN容器マーキング(6.4.2.9)が追加された。
- 6.8 新規 新容器である、中型容器(Intermediate Bulk Container / IBC)の構造と試験基準および国連規格容器マーキングが追加された。  
UN3077( 固体の環境有害物質 )にのみ使用可能である。(参考:複合輸送を容易ならしめるため、今般初めて航空輸送に導入されたものである) 本容器の特徴の概略は以下のとおり。
- ・ 比較的大容量(最大1,000kgまで)を収納できる、単一容器(複合タイプもある)タイプの容器。
  - ・ 容器のカテゴリー(材質等)、種類も多数ある。(6.9.1.4)
  - ・ 国連規格容器マーキングも特殊である(基本情報/6.8.2.1に加え、追加情報/6.8.2.2)がある。
  - ・ 最大荷重値も表示(図示)される。

## 第7章 — マーキング及びラベリング

### 7.1.5.1 改定 容器使用マーキング

(a) 少量危険物について、ダイヤモンドマーキングが削除された。(代わりに、Yマーク (7.1.5.3)が導入された)

(b) 荷送人および荷受人の氏名と住所が、包装物の寸法が十分であれば、国連番号および正式輸送品目名のマーキングがある同一面に表示されるべきとなった。(should)

(c) 火薬類の正味量および総重量の表示が削除された。(これより、旧(d) → 新(c)に繰り上がった)

正味量(または総重量)のマーキングは、ID8000と放射性物質を除くという記述に改定された。よって分類9も必須となった。本項の他の条件は変更はない。

★ (g) UN3373(生物由来物質カテゴリーB): ダイヤモンド型のマーク内にUN3373”を表示という記述が追加された。(これは変更ではなく、包装基準650に規定されているものである)

7.1.5.3 改定 少量危険物について、“LIMITED QUANTITY”または“LTD QTY”のマーキングは不要となった。但し、2010年12月31日以前に旧包装基準番号に基づき準備された包装物は、2011年3月31日までは、Yマークはなくてもよいが、“LIMITED QUANTITY”の表示はなされなければならない。(経過措置)

7.1.6.4 新規 固体の環境有害物質(UN 3077)のみについては、450Lを超える容量の中型容器(Intermediate Bulk Container / IBC)(新容器)で輸送する場合、中型容器の相対する2側面に必要なマーキング(環境有害物質マーキング含む)を施さなければならないこと。

7.2 改定 ラベリング (注: 区分5.2 有機過酸化物質ラベルの旧ラベルは2011年からは使用禁止となる)

7.2.3.9.2 新規 中型容器は、450Lを超える場合は、分類9のラベルは相対する2側面に貼付すること。

7.2.4 改定 取り扱いラベル

7.2.4.4 天地無用ラベルの除外規定の追加:

500ml以下を収納する密封(hermetically sealed)された内装容器、が追加された。

7.2.4.7 リチウム電池取り扱いラベルが、74mm x 105mmまでの縮小サイズも可能となった。

## 第8章 — 書類の作成

8.1.6 改定 申告書作成の詳細要領

8.1.6.9.2 Quantity and type of packing欄

(新項目が追加、また一部内容が改定された。よって項が変更されている)

★ (b) (明確化)空容器の場合、量の記載は不要であると明記された。また正式輸送品目名の前か後ろに“EMPTY UNCLEANED”または“RESIDUE LAST CONTAINED”を追記することは、現行どおりである。(8.1.3.9)

★ (c) 新規: UN3363 ( Dangerous goods in machinery )は、当該物品に含まれる固体、液体、気体毎の合計量を記載することとなった。

(d) 危険物リストのH,J,L欄が、“No limit “ または “包装基準番号“となっている場合の量の記載について、物質は正味量、物品は総重量の記載という原則は変更ないが、下記が追加された。

2. 包装基準969および966 ( いずれもリチウム電池と機器を同梱 )についてだけは、1包装物当たりの電池の正味量を記載することに改定された。

(i) 新規: 火薬類の物品について、1包装物当たりの正味量(完成品の重量)に加えて正味火薬量(火薬物質そのものの量: net explosive mass )を追加しなければならないこととなった。(正味火薬量の用語説明は付録Aに追加)

また、新IMPコードである“NEQ”, “NEM” または “NEW”を付して記載するとよい記述が入った。

8.1.6.9.4 改定 承認欄 (Authorization)

(a) が削除: 少量危険物の旨の記載が不要となった。(Y包装基準番号で明白のため)

新(a): 特別規定番号の記載に、“A103”が追加された。(UN3358区分2.1 の冷蔵庫の非危険物)

## 第9章 — 取り扱い

- ★ 9.3.2.2.5 改定 火薬類の隔離で、区分1.4Bは区分1.4S以外の火薬類と一緒に搭載してはならない、に簡潔化された。(区分1.3との隔離要件が削除された)
- 9.3.4 貨物機への搭載
- 9.3.4.1 改定 CAO貨物の搭載
  - (b) 国の当局によりクラスC貨物室と同等のULDと証明されたULDには、ULDタグに“Class C compartment”と表記することが追加された。
- ★ 9.3.4.3 改定 CAO貨物の搭載要件(9.3.4.1および9.3.4.2)が適用されない危険物が改定された。  
第3分類の包装等級Ⅲの物質に対し、第8分類の副次危険性を有しないもの、と追記された。
- 9.3.11 改定 磁性物質の搭載要件が簡潔化された。(航空機コンパスとの最小隔離距離要件が削除された)
- 9.3.13 新規 深冷液化ガス搭載要件
  - 温度に影響される貨物または動物との搭載時の適切な手配や、地上スタッフへ当該危険物の搭載情報ならびに搭載要員への貨物室ドアオープン時の注意喚起事項等が規定された。(全て shouldである)
- ★ 9.3.15.3 改定 第6分類(副次危険性も含む)と動物、食料品等との搭載制限要件に、区分2.3が追加された。(JPG-24 と同一内容である)
- ★ 9.3.16 新規 リチウム電池で駆動される車椅子または移動用補助機器の搭載要件が追加された。
- ★ 9.5.1.1.1 補足 機長への通知(NOTOCともいう)
  - 注記(2番目)として、NOTOC記載対象外の品目をまとめた。(改定ではない、編集上の整理)
- ★ 9.5.2 追加 運航者の従業員への情報: (a) 新規:旅客担当者および乗務員へリチウム電池の手荷物としての取り扱い要件、手順の注意喚起事項を追加した。
- 9.5.3 改定 旅客への情報提供: インターネットで手荷物制限情報が通知される場合、旅客が手荷物制限を理解したことが示されるまで、航空券の発券を完了させてはならないことが追加された。(should)

## 第10章 — 放射性物質

- 10.8.3.9.3 改定 危険物申告書
  - カテゴリーⅡ-黄またはⅢ-黄の輸送物の寸法の記載は、長さ((L)ength) × 幅((W)idth) × 高さ((H)eight)の順序で表すよう修正された。望ましい記載の事例が図10.8.Eに加えられた。

## 付録

- 付録A 用語の説明(新しい用語が多数追加された。主なものは以下のとおり)
  - 手荷物(Baggage), 航空機の貨物室の分類の定義(Cargo compartment classification), 超過手荷物(貨物として)(Excess baggage ,as cargo), 正味火薬質量(Net explosive mass)
- 付録B IATA Cargo IMP Code (3桁コード)の追加
  - ELI, ELM (リチウム電池の非危険物扱いの物)
  - RLI, RLM (リチウム電池の分類9扱いの物)
- 付録H 第51版(2010年版)で適用された包装基準番号
  - 第52版で包装基準番号が改定された第3分類、第4分類、第5分類、区分6.1、第8分類および第9分類の包装基準番号が改定されたが、改定前の第51版の包装基準番号と包装物当たりの最大正味量の一覧表である。
  - 経過措置として、第51版に従って準備され、2011年3月31日までに輸送される貨物は第51版の包装基準で出荷が認められるため、受託チェックを容易にするための表である。

以上